

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

「安全・安心ふじの国」を支える人材づくり

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県

### 3. 地域再生計画の区域

静岡県の全域

### 4. 地域再生計画の目標

#### 【計画の背景】

静岡県は、歴史的にみて、ほぼ 100 年から 150 年の周期で海溝型の巨大地震に襲われ、その都度、地震動と津波などにより甚大な被害を受けてきた地域である。

さらに、昭和 51 年 8 月に「静岡県を中心とした東海地域で、大規模な地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されて以来、県や市町村の行政機関にとどまらず企業や家庭においても、東海地震対策が喫緊の課題となっている。

この東海地震の被害について、県では、マグニチュード 8 程度の地震が冬の朝 5 時に予知なしで発生した場合、人的被害は死者約 5,900 人、建物被害が約 75 万 4 千棟という大きな被害が生ずると想定している。〈注 4-1 参照〉

このような中、県では全国に先駆け東海地震対策に取り組み、東海地震による災害から住民の生命、財産を守るためには行政と住民等が一体となり地域防災力を高める必要があると考え、避難地・避難所の整備、防災拠点の設置や耐震化、津波対策施設の整備等のハード対策から住民の防災意識の高揚に向けた普及啓発や地域防災を担う人材の育成等のソフト対策まで、多種多様で幅広い施策を実施している。〈注 4-2 参照〉

最近では、東海地震による被害を効率的に減らすために、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、それに向けて効果的な対策を選択し、集中して推進する必要があることから、県では、国の地震防災戦略を踏まえ、平成 18 年 6 月に、平成 13 年度から取り組んできた「地震対策アクションプログラム 2001」の総点検を踏まえた県の地域目標として「地震対策アクションプログラム 2006」を策定し、県民との協働のもと、盛り込んだ対策を着実に実施し、その目標の達成に努めている。〈注 4-3、4-4 参照〉

しかし、東海地震対策の基礎となる地域防災力について、予想される東海地震などの大規模災害が発生した場合には、それぞれの地域で共に助け合う「共助」の組織の活動が大変重要となり、これまでは、地域の自主防災組織と消防団が中心となって、その役割を担ってきたが、それぞれの組織において団員の減少や高齢化の問題などが顕在化してきており、地域の防災力の低下や地域間格差の拡大が大きな課題となってきている。また、平日の昼間、住民が少なくなる地域についても、その対応が求められているところである。

さらに、平成 21 年 8 月 11 日早朝に発生した駿河湾を震源とする地震に伴う津波注意報や、その後の平成 22 年 2 月 28 日のチリ地震による津波警報に対し、海岸近くで大きな揺れを感じたり、避難勧告が出されたにもかかわらず、実際に避難した住民が極めて少なかったことから、防災知識の欠如や防災意識の低下も懸念されるところである。〈注 4-5 参照〉

一方、県内企業においても、平成 19 年 7 月に発生した新潟県中越沖地震で自動車部品工場が被災した結果、我が国の自動車製造業界に多大な影響があったことに伴い、事業継続計画（BCP）に対する関心が高まり、平成 20 年 4 月に県内の企業・大学・行政等が連携し、「静

岡山BCP普及研究会を設立し、企業防災に係る先進的な事例の調査、情報収集・提供等の事業と会員間の交流を通じ、BCP策定について推進しており、平成21年末には会員が130人を超えるまでに至っている。しかし、県内の企業のほとんどを占める中小企業においては、人手不足や資金不足、そして何よりも防災を理解する人材の不足により、策定が進んでいない状況にある。〈注4－6参照〉

### 【地域再生計画が目指すもの】

地域再生計画では、今後の地域防災力の維持や向上を図るため、住民の防災知識や意識の向上をはかるとともに、地域防災を担う人材の掘り起こしや育成に取り組むことにより、「安全・安心ふじの国」の実現を目指す。

#### (1) 地域防災力向上による地域の再生

前述のように、少子高齢化の進展に加え、伊豆、奥大井や北遠地域などの中山間地域においては、通信環境や交通アクセスが悪いなどの地理的条件に加え、地域内の企業立地が少なく、若年層の都市圏への流出が著しいことから、過疎化・高齢化が進みつつあり、人材不足もあり、地域の防災力や活力の急激な低下が懸念される場所である。

このような地域を再生するためには、地域の固有なリスクや実情に対応し、安心して暮らすことができるようにしていく環境づくりと同時に、それぞれの地域で共に助け合う「共助」の組織づくりが必要となってきた。

そのためには、地域の住民にとどまらず、企業や団体、さらにはボランティアやNPOなどの多様な主体に働きかけ、地域における「共助」組織の担い手の掘り起こしや育成を通じて、地域主導の「地域再生」を実現していくことが重要である。

また、これらの実現にあたり、地域のもつ様々な人的・物的資源を活用するものとする。

#### (2) 企業防災力向上による企業の再生

企業防災力を高めることは、地域防災力の向上にとどまらず、防災に取り組む個々の企業の被災時の人的及び設備面での被害軽減に直結することから、経営基盤の強化にもつながる。

また、現在、多くの部品を要する輸送機器や機械メーカーにおいては、平成19年の中越沖地震の教訓から、自らBCPを策定するだけでなく、取引先の企業にも策定を求め、非常時のサプライチェーンの維持を図っているため、中小企業においても、BCP策定の必要性が益々高まっていくことが予想される。このようなことから、企業の防災力を高め、BCPの策定により災害時の企業の事業継続の体制を整えることにより、企業の信用力を高めるとともに経営基盤を強化し、企業の再生を図っていく。

#### (3) 人材育成の方針と目標値

本計画においては、県内の地域防災力及び企業防災力の維持、さらには向上を図ることによる「地域再生」を目指すものであるため、次に掲げる方針と目標のもと、防災カテゴリー（下図参照）ごとに地域防災や企業防災力の担い手となる人材の育成に努めるものとする。

#### 方針1：防災知識・技能の取得促進（カテゴリー5）

地域防災の基本である「自助」・「共助」・「公助」の内、「自助」・「共助」を実現する上で、県民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、防災に関する基本的な知識や技能を身に付けるなど「防災リテラシー」を高めていく。

また、次代を担う子供や若者の防災意識の定着と高揚を図っていくものとする。

〈目標〉

○ 東海地震への関心度『非常に関心がある』（県民意識調査結果）

平成 21 年度 49.3% ⇒ 平成 26 年度 100% (100%により近づけるよう努力)

○ 人材育成強化事業による研修受講者数

親子防災教室：平成 21 年度 300 人受講 (年 2 回) ⇒平成 26 年度 400 人受講 (年 2 回)

**方針 2：地域防災の新たな担い手の掘り起こし** (カテゴリー 5～4)

少子高齢化の進展や地域コミュニティの変化に伴い、自主防災組織や消防団の担い手不足や団員の高齢化などの問題が顕在化してきている。このため、女性や団塊の世代、さらには大学生や外国人など、地域防災の新たな担い手となりうる人材を掘り起こし、育成を図る。

<目標>

○ 人材育成強化事業による研修受講者数

事業所防災担当者研修：平成 21 年度 64 人/年 ⇒ 平成 26 年度 80 人/年

団塊の世代研修：平成 21 年度 30 人/年 ⇒ 平成 26 年度 50 人/年

在住外国人研修：平成 21 年度 30 人/年 ⇒ 平成 26 年度 50 人/年

女性研修：平成 21 年度 23 人/年 ⇒ 平成 26 年度 40 人/年

高校生研修：平成 21 年度 51 人/年 ⇒ 平成 26 年度 60 人/年

大学生研修：平成 21 年度 19 人/年 ⇒ 平成 26 年度 40 人/年

自主防災リーダー研修：平成 21 年度 162 人/年 ⇒ 平成 26 年度 180 人/年

行政職員研修：平成 21 年度 243 人/年 ⇒ 平成 26 年度 250 人/年

地域防災指導員フォローアップ研修：平成 21 年度 150 人/年⇒平成 26 年度 150 人/年

**方針 3：地域防災リーダーの育成促進** (カテゴリー 4)

防災に関する専門的知識を体系的に修得した人材を養成し、各機関において防災のリーダーとして、活躍できる人材を養成するため、静岡県防災士を養成するとともに、フォローアップ研修を実施する。

<目標>

○ 静岡県防災士養成者数 (累計)

静岡県防災士の養成 平成 21 年度末 965 人 ⇒ 平成 26 年度末 1,500 人

静岡県防災士フォローアップ研修：平成 21 年度 80 人/年⇒平成 26 年度 80 人/年

**方針 4：防災対策の高度化への対応** (カテゴリー 3～2)

国際化の進展や情報通信技術の進歩などにより社会が複雑化・高度化することに伴い、防災対策も高度化してきている。このような状況を踏まえ、自治体や企業において、防災対策の高度化に対応できる実践的応用力ある人材の育成が求められている。

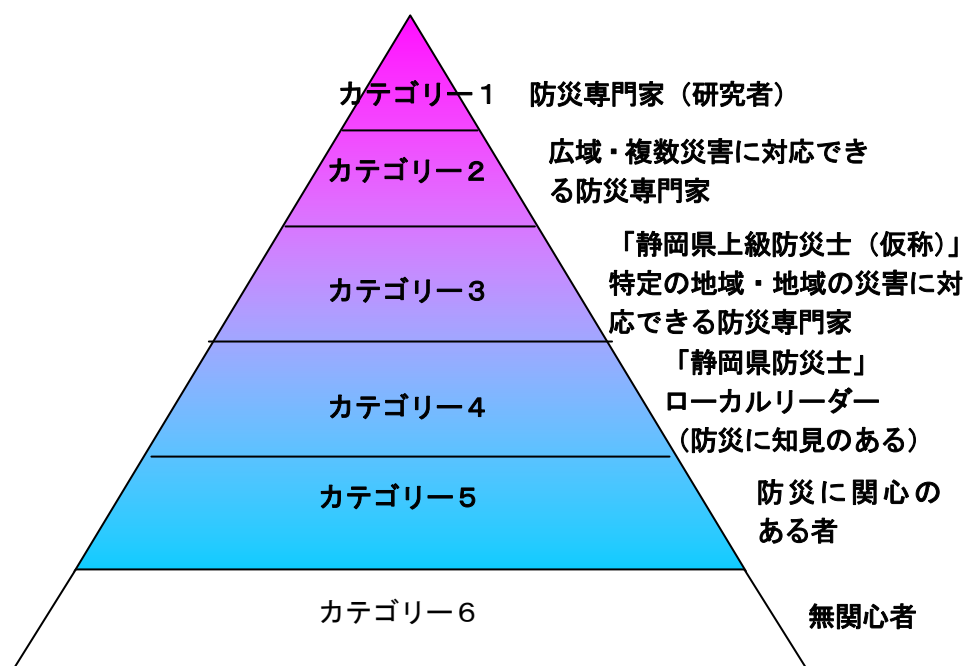
また、受講奨励と資質向上のため、独自の認証資格制度を検討する。

<目標>

○ 災害科学的基礎を持った防災実務者の養成 (新規)

平成 21 年度 0 人 ⇒ 平成 26 年度 10 人/年、5 年間で 40 人養成

図：防災カテゴリーの概念



## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

県では、地震防災に関する知識と対策について県民への啓発及び自主防災活動の活性化の支援のため、防災情報紙「自主防災新聞」を全戸配布するとともに、防災意識の高揚や防災知識の普及に向けての啓発、研修及び情報収集・発信拠点として平成元年に静岡県地震防災センターを整備するなど、様々な啓発・研修事業に取り組んできた。

特に、防災に関する専門的知識を体系的に習得した人材を養成し、自主防災組織、企業及び行政等各機関において防災リーダーとして活躍できる人材を養成するため、平成17年度から「静岡県防災士養成講座」を開講し、その修了生に対し、平成21年度末までに965人に知事名で「静岡県防災士」の称号を付与している。

引き続き、人材育成については、地域防災の中核的組織である自主防災組織、消防団及び事業所の防災リーダーの育成と育成した人材のフォローアップを図るとともに、女性や団塊の世代、さらには大学生や外国人など、地域防災の新たな担い手となりうる人材を掘り起こし、育成を図るため、平成21年度から県地震防災センターを拠点として、人材育成強化事業を実施している。〈注4-7参照〉

一方、県内の防災に係る「知」を結集して、平成21年4月に静岡大学など県内6大学、県内の新聞、テレビなど主要メディア、静岡地方気象台及び県など16機関を構成員とする「しずおか防災コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設立し、県民向けの防災教育から共同研究まで多彩な活動を展開している。この中でも、静岡大学については、平成20年度に学内に防災総合センターを設け、防災への取組体制を整えており、コンソーシアム事務局を担当する静岡県とともに、コンソーシアム活動の中核を成している。〈注4-8参照〉

コンソーシアムが現在展開している事業の中で、県民向け防災教育事業として、毎月第三土曜日に静岡県地震防災センターにて、市民防災セミナーである「地域連携土曜セミナー」を開催している。このセミナーについては、コンソーシアム設立前の平成20年度から静岡県

と静岡大学が主となり開始し、平成20年度は13回開催し、延べ1,430人の参加があった。

平成21年度においては、従来の静岡県と静岡大学に加え、コンソーシアム構成員が役割分担して運営している。

今後は、従来の県が行ってきた基礎的知識・技能の付与を通じた地域防災のリーダー研修や新たな地域防災の担い手を掘り起こす人材育成事業に加えて、静岡大学をはじめとするコンソーシアム構成員と連携し、最先端かつ高度な防災知識の付与や各機関や組織に内在する防災課題を自ら発見し、解決できる高度な防災対応能力を備えた人材の育成を図っていくものとする。

このように、県はコンソーシアムとの相互協力と役割分担のもと、基礎から高度かつ応用レベルに至るまで、幅広く地域や企業のニーズに対応できる防災リーダーを育成し、地域防災力の向上を図っていく。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組

#### B0801 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（文部科学省）

○ユニット名：「災害科学的基礎を持った防災実務者の養成」

○ユニットの主体：静岡大学

○連携する自治体：静岡県

地域独自の特徴を意識した災害対策の構築と、それを担える高度な能力を持つ人材の養成を目的とする。

- ・養成対象者：静岡県防災士養成講座修了者のうち、主として自治体や企業等の実務担当者
- ・養成すべき人材像：養成対象者の属する自治体や企業等の実情に応じて、被災可能性のある箇所の調査・データ収集・分析等を行い、それぞれの状況に応じた新たな防災基準の策定や対応策の提言等ができる能力を有する人材
- ・養成法：単なる危機管理ノウハウではなく、自然災害科学的な背景に基づく講義・セミナー・フィールド実習を行う。さらに、独自の研究課題を設定し、その研究を行うことで問題解決能力の向上を図る。
- ・養成期間：半年、または1年半とし、毎週1回の研修を行う。
- ・養成人数設定：年間10人程度。3年目で20人、5年目で40人を目標とする。
- ・養成能力レベル：指導者のもと、独力で防災、減災に係る対応策の提案、行動ができ、また、既にある防災に係る施策、計画に基づき、自ら行動でき、一般市民等に対する指導を行うことができる人材。研究した内容を、防災関連学会等で発表することを目標とする。
- ・修了者の活動：本ユニット修了者は、各市町、県内立地企業等において防災対策の企画立案、執行の中核をなす指導者として活動するものとする。
- ・計画期間終了後：大学と県が協働で本ユニットでの人材育成を継続する。

### 5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取組

(1) 防災に関する専門的知識を体系的に修得した人材を養成し、各機関において防災のリーダーとして、活躍できる人材を養成するため、下記事業を実施する。

- ・静岡県防災士養成講座

- ・ 静岡県防災士フォローアップ研修
- (2) 地域防災の中核的組織である自主防災組織等の防災リーダーの育成と育成した人材のフォローアップを図るため、下記事業を実施する。
  - ・ 自主防災リーダー研修
  - ・ 地域防災指導員フォローアップ研修
  - ・ 災害ボランティアコーディネーター養成講座
  - ・ 行政職員研修
- (3) 新たな防災の担い手として女性や大学生、外国人、企業や団体など多様な主体に働きかけ、広く人材を育成するため下記事業を実施する。
  - ・ 事業所防災担当者研修
  - ・ 団塊の世代研修
  - ・ 在住外国人研修
  - ・ 女性研修
  - ・ 高校生研修
  - ・ 大学生研修
  - ・ 親子防災教室
- (4) 静岡防災コンソーシアムと連携し、下記事業を実施する。
  - ・ 地域連携土曜セミナー

## 6. 計画期間

認定の日から平成27年3月まで

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

市・町や静岡大学等と連携し、戦略的に養成した防災人材ピラミッドの各カテゴリーの人材が、各地域で機能的に活動を展開できるように、また、地域ニーズの掘り起こしを行えるように活動の場の提供を行うとともに、各カテゴリー間の人材が有機的に連携できる場を設定する。

しずおか防災コンソーシアムの活動の活性化、活動内容の拡大化なども併せて評価する。

戦略的な人材育成を行ったことで、地域の防災力が全体的に向上したのかを防災モニター(仮称)などを利用して定期的に評価する。

また、それぞれの実践活動が静岡県における減災目標にどの程度寄与したかの効果測定も行う。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし